**平成２９年（フ）第７１号**
静岡県焼津市石津港町31番地の10　丸橋社員寮Ｂ―202
債務者　本橋　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第７７号**
静岡県伊豆の国市三福823番地の１
債務者　小栗英理子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０号**
京都府福知山市厚東町50番地
債務者　佐久間譲治
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２９年（フ）第２１号**
北海道岩見沢市南町８条５丁目１番20号　Ｙ’ｓハウス
債務者　高橋　茂子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２９年（フ）第３７号**
北海道帯広市西16条南５丁目５番16号　スプルート16―102号室
債務者　渡部　淳司
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第２３号**
群馬県太田市藤阿久町605番地１　サンヒルズ202号、前住所群馬県太田市東新町632番地３　マーベラスＡ―101号
債務者　鈴木　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２９年（フ）第９号**
愛知県稲沢市平和町下起南60番地３　ヴィーブル平和201
債務者　小島　久美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２１号**
愛知県江南市東野町鐘鋳山81番地　県営東野住宅４棟101号
債務者　谷口　　忠
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２２号**
愛知県江南市東野町鐘鋳山81番地　県営東野住宅４棟101号
債務者　谷口恵利子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第７０号**
愛知県一宮市東五城字備前50番地１　ロイヤルコテージ尾西２Ｆ号
債務者　尾藤　ゆり
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１８１号**
京都市下京区郭巨山町25　コンフォール四条烏丸オーセンティア301号室、住民票上の住所大阪府交野市幾野２丁目２番11号
債務者　嶋岡　克裕
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０３号**
京都市山科区西野山階町40番地６　メゾン芝202
債務者　中森登志栄
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２１９号**
京都市右京区西院久保田町４番地１　西京極ハイツ116号
債務者　三宅　典子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２５５号**
京都市右京区嵯峨新宮町１番地78
債務者　大下久美子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４０号**
香川県高松市宮脇町２丁目８番７―102号　グルーヴィー宮脇103
債務者　森　裕美子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４５号**
奈良県大和高田市大字市場522番地３　松井ハイツ205号
債務者　豊田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第４６号**
奈良県大和高田市大字市場522番地３　松井ハイツ205号
債務者　豊田　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係